

事業者排出量削減計画書(新規・変更)

(あて先) 京都府知事		平成18年		
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)		
〒615-8555 京都市右京区梅津西浦町1-4		サンコール株式会社 代表取締役社長 幸元		
		電話 075 - 881 -		
京都府地球温暖化対策条例第18条第1項(第18条第2項、第18条第3項)の規定により提出します。				
特定事業者の主たる業種	自動車部品製造			
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))			
計画期間	平成18年4月 ~ 平成20年3月			
基本方針	省資源・省エネルギー。廃棄物排出量の削減。環境汚染の未然防止と環境負荷物質の低減。関連する環境法規制及び協定事項等の遵守。地域社会との環境調和。			
推進体制	統括環境管理責任者を委員長とした環境マネジメント委員会により実施計画の策定、毎月の進捗管理システムを構築する。			
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容	
	18~19	設備改善	主な製造・空調・照明設備に対し、高効率設備へ切替・インバータ制御・集約化等により省エネに取り組む。全社のCO2排出量に対して2.9%の削減効果。	
	18~19	運用改善	排気FAN・照明・空調等について、適切な運用を行う。全社のCO2排出量に対して0.7%の削減効果。	
	18	工法改善	精練部・洗滌について、工程の改善を行う。全社のCO2排出量に対して0.4%の削減効果。	
	18~19	操業調整	設備の稼働効率を上げる。また新設備へ移行させる。工程の見直しにより省略出来る設備を撤去する。全社のCO2排出量に対して0.9%の削減効果。	
	18~19	その他の省エネ活動	事務所集約による消費電力の低減。AIR漏れを低減させる。全社のCO2排出量に対して0.1%の削減効果。	
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (17)年度 (二酸化炭素換算(t))	目標年度(計画) (19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (計画) (%)
	A 事業所等排出区分	9,918 t	9,420 t	-5.0 %
	B 輸送車両排出区分	t	t	%
	C その他排出区分	t	t	%
	排出合計	*1 9,918 t	*2 9,420 t	-5.0 %
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画) 取組量等 (二酸化炭素換算(t))		
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t	
	府内産の木材の利用	(利用量) m ³	(削減量) t	
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(売電量) kWh	(削減量) t	
		(熱供給量) GJ	(削減量) t	
	グリーン電力の購入	(購入量) kWh	(削減量) t	
	削減量等合計		*3 t	
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度(実績) *1 9,918 t	目標年度(計画) (*2)-(*3) 9,420 t	削減率(計画) -5.0 %	
特記事項	1. 全社員が「サンコール基本理念、環境方針」に基づいて環境活動に取り組んでいます。 2. 1990年においては、エネルギーとして重油・灯油を使用していましたが、現在ではCO2排出係数の低い電気・都市ガスに切替サンコール全エネルギーの99%を占めています。 3. 内燃式フォークリフトの更新時は電動式の採用を検討します。社用車はエコカーを採用します。 4. 太陽電池用ソーライヤーの製造、ハイブリット車用パーツを製造しています。 5. ヒートアイランド防止の為、ビル屋上は緑地化を実施しています。また外壁工事に伴い、工場内の緑地化に取り組んでいます。 6. 営業部門では、自動車のアイドリングストップを推進しています。			
連絡先	担当部署			
	担当者氏名			
	住所			
	電話番号			
	ファクシミリ番号			

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO2排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。